

平成28年 職員の給与に関する報告及び勧告の概要

《本年の給与勧告のポイント》

月例給、期末・勤勉手当（ボーナス）ともに3年連続の引上げ

- ① 民間給与との較差（0.13%）を解消するため、月例給を引上げ（給料月額を引上げ）
- ② 期末・勤勉手当（ボーナス）を0.10月分引上げ（支給月数4.20月分→4.30月分）

1 職種別民間給与実態調査

市内に所在する民間事業所のうち、企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の497事業所を調査対象事業所とし、その中から層化無作為抽出法により抽出された119事業所について、人事院、神奈川県人事委員会等と共同して調査を行った（調査完了率84.0%、調査実人員8,022人）。

2 民間給与との比較

(1) 月例給

民間給与	職員の給与	較 差
408,362円	407,846円	516円(0.13%)

(2) 特別給（ボーナス）

民間支給割合	職員の支給月数	差
4.32月分	4.20月分	0.12月分

(注) 勧告月数は、国等と同様に0.05月単位で決定しており、小数第2位を二捨八入するため、民間支給割合が4.32月分の場合は4.30月分となる。

3 本年の給与の改定

(1) 月例給

ア 行政職給料表(1)：較差を解消するため、平均改定率を0.15%として引き上げる。その際、職員の初任給が民間の初任給を下回っていること及び国との均衡を勘案して、初任給を1,000円引き上げ、若年層についても同程度引き上げ、その他は400円を基本に引き上げる。

イ 行政職給料表(1)以外の給料表：行政職給料表(1)との均衡を基本とし、引上げ改定を行う。

ウ 初任給調整手当：国及び他都市の動向を勘案し、適切な水準を検討する必要がある。

(2) 期末・勤勉手当

職員の期末・勤勉手当の支給月数（4.20月分）が、民間の特別給の支給割合（4.32月分）を下回っていることから、支給月数を0.10月分引き上げる（4.20月分→4.30月分）。

(3) 改定の実施時期等

平成28年4月1日から実施すること。ただし、(2)については、この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。

(4) その他の課題

ア 配偶者に係る扶養手当の見直し：本市の支給状況や市内民間企業における見直しの動向を勘案し、

国及び他都市の動向を注視しながら、検討していくこととする。

イ 住居手当：制度自体の見直しを検討する時期に来ている。国、他都市及び市内民間事業所の支給水準を注視し、本市の実情を踏まえた制度の在り方について検討を進めていく必要がある。

4 人事管理に関する報告及び意見

(1) 人材の確保・育成

ア 人材の確保：本市職員として働く魅力を積極的に発信していくことに加え、受験対象者が目的意識を持って本市職員を目指せるよう、職員のあるべき姿である人材ビジョンを発信していく。

イ 人材の育成：「川崎市人材育成基本方針」等に基づく取組を着実に実施し、より効果的な人材の育成を計画的に推進する必要がある。

ウ 女性職員の登用の拡大：「川崎市女性活躍推進特定事業主行動計画」の進捗を定期的に検証し、中長期的な視点から女性の活躍推進に取り組んでいくことが求められる。

(2) 勤務環境の整備

ア 時間外勤務の縮減：任命権者においては効果的な業務執行体制の構築、業務量に見合った適正な職員配置を踏まえた体制の整備を進め、管理監督者においては勤務時間の適正管理や業務の効率化などの具体的な取組方法の習得に努め実践されたい。

イ 仕事と家庭生活の両立支援の推進：「ゆう活」・フレックスタイム制等について本市にとってより適切な制度を検討されたい。また、自己啓発等休業、配偶者同行休業の導入を検討する必要がある。介護休業等に係る新たな制度については、法令改正状況を注視し適切な制度を導入していく必要がある。

ウ メンタルヘルス対策：これまでの一次予防の取組と併せ、ストレスチェック制度を運用していくことで、引き続きメンタルヘルス対策の推進をしていくことが望ましい。

エ 高齢期の雇用の在り方：職員が自らの希望と能力に応じた働き方を適切に選択できるよう、取り組んでいくことが望まれる。計画的な人事管理に努め、年金支給開始年齢の引上げに応じた措置を講じていく必要がある。

(3) 県費負担教職員の給与負担等の移譲：任命権者を中心として準備が進められているところであるが、本委員会においても、任命権者と連携を図りながら、円滑な移譲に向け必要な準備を進めていく。

(4) 市民からの信頼確保：コンプライアンスの徹底や不祥事の発生しにくい風通しの良い職場環境づくりなどに積極的に取り組まされたい。

【参考】

1 給与改定に伴う職員の平均給与月額

勧告前の給与月額	改定額	勧告後の給与月額	平均年齢
407,846 円	516 円	408,362 円	41.8 歳

2 給与改定に伴う職員の平均年間給与

勧告前の平均年間給与	勧告後の平均年間給与	平均年間給与の差
6,607,000 円	6,656,000 円	49,000 円 (0.74%)

3 給与改定に伴う所要額（見込）

- (1) 企業職を除いた場合 約 4 億 6,000 万円
- (2) 企業職を含めた場合 約 6 億円

問い合わせ先 川崎市人事委員会事務局調査課
電話 044-200-3341